平成２４年（フ）第１５９号
徳島県鳴門市撫養町斎田字岩崎40番地　ハイムフローラ101号室、住民票上の住所徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田43番地２
債務者　坂本あゆ子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６４号
大分県別府市大字南立石1739番地の７
債務者　宮崎和代子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡2897番地
債務者　渡邊　真琴
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３４号
石川県加賀市山中温泉四十九院町ト82番地、従前の住所石川県加賀市湖城町１丁目40番地
債務者　林　　美里（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３７号
石川県加賀市山中温泉中田町ハ100番地
債務者　田中　　輝
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１４７号
兵庫県川西市小戸１丁目１番２号小野方
債務者　原崎やす子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７７号
兵庫県宝塚市南口２丁目14番５―1303号
債務者　高屋舗純子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市下陰238番地の７
債務者　谷口　京子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
盛岡市中央通２丁目２番11―302号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第７地割28番地１　ラポール103
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２８８号
千葉県松戸市上本郷4455番地の１　コージーコート102号
債務者　由利　達雄
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２８９号
千葉県松戸市上本郷4455番地の１　コージーコート102号
債務者　由利日佐子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９０号
千葉県流山市野々下５丁目983番地の15
債務者　由利　洋一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３７９号
千葉県松戸市中根461番地　クローバーハイツ201号
債務者　高橋　裕美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３８４号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目６番50号
債務者　下谷　昇平
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３８５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目６番50号
債務者　下谷吏江子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３９１号
千葉県柏市旭町７丁目１番28号　パレスフジ102号
債務者　長浜　拓也
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３９９号
千葉県流山市松ケ丘５丁目700番地の１　ヴィラ松ヶ丘Ｂ―202
債務者　生方　優子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部